

憲法論議に際し、国民の声をよく聞き、拙速な結論を避けることの意見書

憲法改正の議論については、安倍首相の今年１月の施政方針演説を受けるなどして活発になっている。

憲法は、国の根本であり、国民生活に広く根差している。

最終的な憲法改正が国民投票の結果によって決することから、国会には、国民の声をよく聞き、慎重な憲法論議が求められるとともに、国民への丁寧な説明が必要である。

よって、飯山市議会は、下記事項について要請する。

記

- 1 憲法及び憲法に関連する事項について広範かつ総合的に調査を行い、憲法の基本理念である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の実現に努めること
- 2 憲法論議を巡る多様な意見を踏まえ、国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正の発議を行わないこと

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３０年３月２０日

内閣総理大臣 あて
衆議院議長
参議院議長

飯山市議会議長 佐藤 正夫